

令和5年度(2023年度)

SAPPORO

札幌市

住宅エコリフォーム補助制度

省エネ改修・バリアフリー改修の費用の一部を補助!!

受付期間 令和5年(2023年)

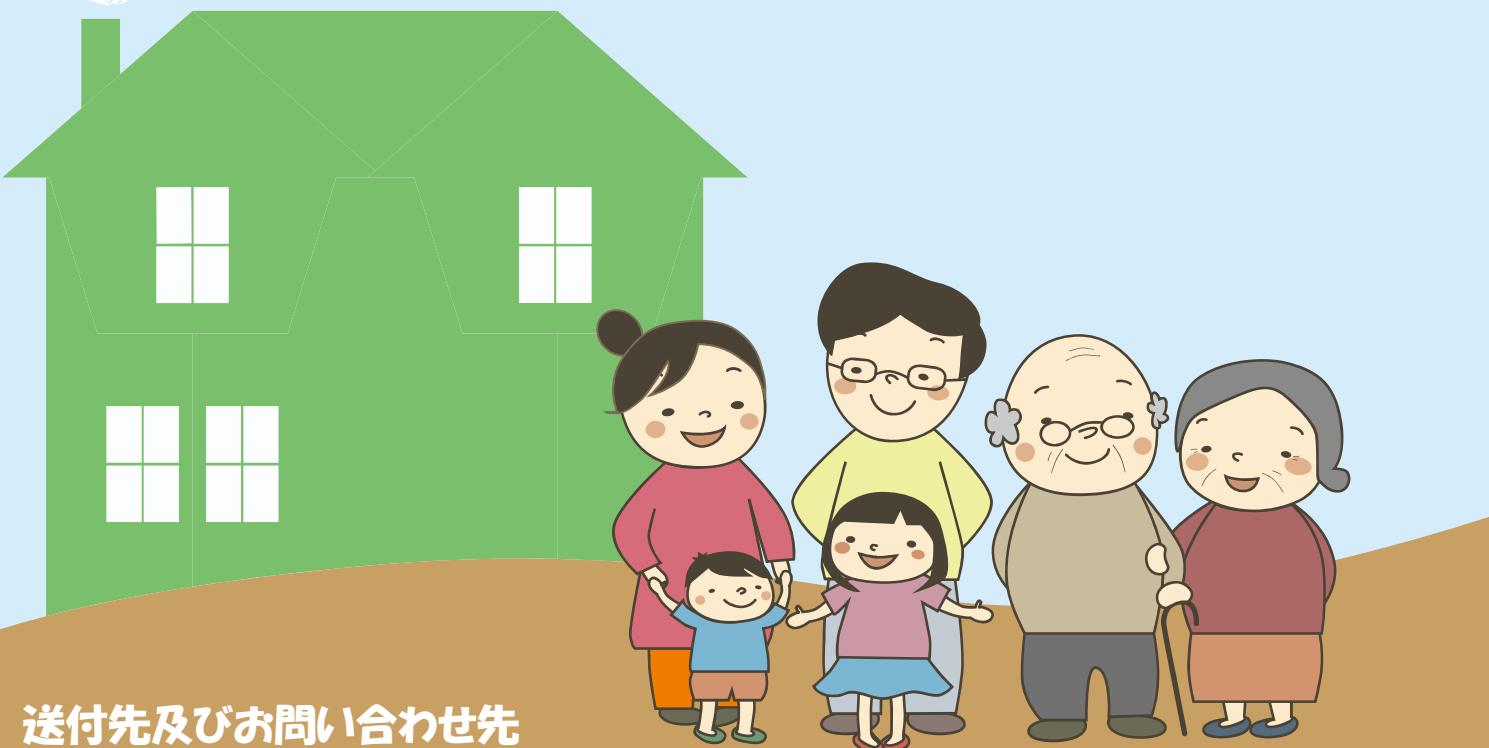
第1回：6月9日(金)～22日(木)

第2回：9月1日(金)～14日(木)

※申請書は受付期間内に到着するよう郵送にてご提出下さい。(必着)

※受付期間外に到着した申請書は返却致します。

令和5年4月1日以降に工事契約した工事が補助の対象です。



送付先及びお問い合わせ先

送付先 〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北三条ビル8階

一般財団法人北海道建築指導センター「エコリフォーム事務局」

お問い合わせ
電話番号

☎ 011-206-1899

【受付時間】平日9時～17時まで(12時～13時を除く)
土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付していません



補助制度の概要について

■補助対象の住宅

○市内の住宅で、次に掲げるもの

- ①戸建て住宅
- ②共同住宅の住戸部分

※店舗や事務所との兼用住宅は、住宅部分が全体の過半の場合のみ、住宅部分が補助対象となります。

※共同住宅の共用部分については、補助対象外となります。

※社宅や寮等、賃貸の用に供する住宅等で、入居対象者が著しく制限されるものは、補助対象外となります。

■申請者の条件

○次の全てを満たす者（営利法人も可）

- ①補助金交付申請時に札幌市民（未成年を除く）であること。
- ②申請者が個人の場合は、個人住民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。
- ③申請者が法人の場合は、市内に事業所（本店又は支店）を有し、本市の法人住民税及び固定資産・都市計画税を滞納していないこと。
※③の法人については、会社法に基づき会社の本店又は支店の所在場所が札幌市内に商業登録された法人。
- ④暴力団員又は暴力団関係事業者でない方。
- ⑤下記のいずれかを満たすこと。
 - ・工事完了報告時に補助対象の住宅を所有している方
 - ・工事完了報告時に補助対象の住宅に居住している方

こちらのホームページからは、最新の情報がご確認できます。

HP アドレス) <https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/O3reform/eco/eco.html>



■対象工事

○次の全てを満たす工事

- ①補助金額の合計が**3万円以上**である。
※補助対象工事ごとに市が定める補助金額は【補助対象工事と補助金額について】(P5～P6 参照)をご覧ください。
- ②総工事費（税抜）が**30万円以上**の工事
- ③令和5年4月1日以降に工事契約を締結し、令和6年1月31日までに完了する工事

■補助金交付額

○補助金の交付額は、補助対象工事ごとに市が定める補助金額の合計とし、総工事費（税抜）の10%（千円未満切捨）又は一申請者当たり50万円のいずれか少ない額を限度とする。

※総工事費は、補助対象外の工事も含めて支払った合計金額（税抜）です。

※申請時は見積額で申請してください。

※補助金交付申請後に補助金交付申請額の増額及び補助対象工事の追加の変更申請はできません。

※補助金交付決定後に工事費が増額になった場合でも、補助金額の上限額は補助金交付決定で決まった額となります。

■請負施工業者の条件

○建設業許可を受け、札幌市内に主たる営業所を有する事業者

※主たる営業所とは、建設業許可を受ける際に、1か所登録している営業所のことです。

※複数の請負施工業者と契約する場合は、全ての業者が条件を満たす必要があります。

※補助金交付申請時に建設業許可を受けています。

※建設業許可の有無や主たる営業所の住所は、国土交通省のホームページから検索することができます。

検索サイトで【建設業者 検索システム】と入力して検索してください。

【ホムページアドレス <https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do>】



■受付期間、申請方法、抽選

(1) 受付期間

回数	受付期間 令和5年(2023年)	抽選日	抽選がなかった場合の受付延長最終日
第1回	6月9日(金)～6月22日(木)	6月28日(水)	8月31日(木)
第2回	9月1日(金)～9月14日(木)	9月20日(水)	11月30日(木)

(2) 申請方法

- 申請書(P14～P17)により、申請期間内に郵送(郵送のみ)で提出して下さい。
- 〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北三条ビル8階

一般財団法人北海道建築指導センター「エコリフォーム事務局」

(3) 抽選

- 受付期間内に申請額が予定額を超えた場合は、抽選を行います。
- 受付期間内に申請額が予定額を超えない場合は、受付期間を延長して予定額に達するまで先着順で受け付けます。
受付延長最終日よりも前に予定額に達した時点で受付を終了します。
- 抽選の有無及び結果はホームページで公開します。
(<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/O3reform/eco/eco.html>)



- 第1回受付の抽選に落選した場合、第2回受付の申請をすることが出来ます。

再度、必要書類を揃えて、受付期間内に郵送により提出して下さい。

- 当選した方(補助金交付予定者)には申請内容審査後に、「補助金交付決定通知書」又は「補助金不交付決定通知書」を送付します。落選した方への通知は行いませんのでご了承下さい。

■完了報告書の提出期限について

- 補助金交付決定通知書を受け取った方は、工事完了後、工事完了報告書を提出して下さい。
- 工事完了報告書は下記の①、②の両方を満たす期限までに提出してください。
 - ①令和6年2月29日までに郵送にて提出して下さい。(必着)
 - ②下記のいずれかに該当する日までに提出して下さい。
 - ・補助金交付決定を受けた時点で、既に工事が完了している場合は、補助金交付決定を受けた日から2か月以内。
 - ・補助金交付決定を受けた時点で、工事が完了していない場合は、工事完了から2か月以内。

■工事の着手について(重要)

- 補助金交付決定前に工事に着手できます。
- 補助金交付決定前に工事着手する場合は、下記の点に十分気を付けて下さい。
 - ・補助金の交付には工事前の写真が必要です。写真によっては、補助要件を満たすことを確認出来ず、補助の対象外となる場合があります。
 - ・必ず、写真撮影のポイント(P9～P11)やホームページを確認して写真撮影をするようにして下さい。

■注意事項

- 補助金の交付は、同一住宅及び同一市民(又は一法人)につき、それぞれ年度ごとに一回限りです。
- 新築や建替は対象なりません。(判断に迷う場合はお問い合わせください。)
- 転売目的のリフォーム工事は対象なりません。
- 自ら行う工事、工事費(材料費含む)がかからない工事については対象なりません。
(※手すりの新設工事を行うが、見積書に「手すりサービス」や「手すり支給品」などの記載がある場合。)
- 中古品は対象なりません。
- 建物登記事項証明書の権利部(甲区)に、処分の制限の登記(仮差押えなど)がある場合や、未登記建物など所有者が明確に確認できない場合は、対象にならない場合があります。
- 建築基準法に違反している住宅は対象なりません。
- 同じ工事箇所で、他の補助事業(こどもエコスマイル支援事業、窓リノベ事業等)との併用はできません。

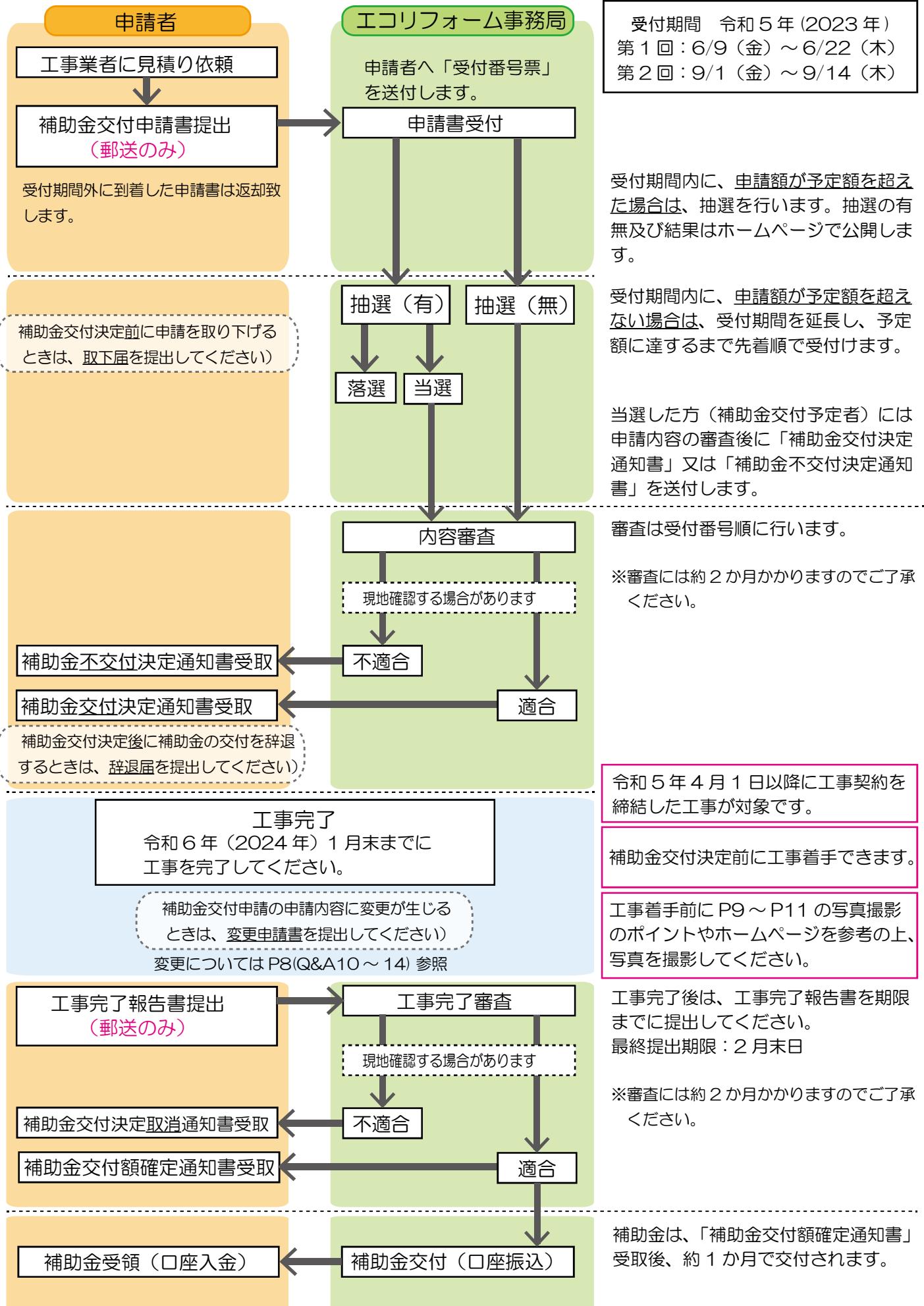
申請時の提出書類

申請時の提出書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 (P14~P17)	<ul style="list-style-type: none"> • P12~P13に記入例がございます。
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証や保険証の写しなど・法人の場合は印鑑登録証明書 ※裏面にも記載がある場合は、裏面の写しも提出して下さい。
<input type="checkbox"/> 工事見積書	<ul style="list-style-type: none"> • 見積書の宛先が申請者名（フルネーム）のもの。 • 該当する工事の見積項目部分をマーカーでチェックしてください。
<input type="checkbox"/> 平面図、間取り図(手書きでも可)	<ul style="list-style-type: none"> • 施工前、施工後の工事内容が確認できる図面 ※住戸全体の間取りがわかるものが必要です。
<input type="checkbox"/> 工事箇所の写真	<ul style="list-style-type: none"> • 申請する全ての項目で、改修前の状況が分かる写真が必要です。 • P9~P11の写真撮影のポイントやホームページに掲載している「写真撮影の際の注意点」を必ず読んで、写真を撮影して下さい。
<input type="checkbox"/> 住民票（個人票） (法人の場合は商業・法人登記事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> • 3か月以内に発行されたもの（マイナンバーを記載していないもの） ※家族分を複数枚発行してしまった場合は、すべて提出して下さい。
<input type="checkbox"/> 建物登記事項証明書 (取得先：法務局)	<ul style="list-style-type: none"> • 3か月以内に発行されたもの（登記情報提供サービスは不可）

完了時の提出書類

完了時の提出書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 工事完了報告書 (ホームページからダウンロード也可)	<ul style="list-style-type: none"> • 様式は補助金交付決定通知書に同封します。
<input type="checkbox"/> 口座振込申出書 (ホームページからダウンロード也可)	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関名、店名、口座番号、口座名義（氏名カナ）が確認出来るページの写しが必要です。
<input type="checkbox"/> 請負契約書の写し (変更分がある場合、変更分の写しも必要)	<ul style="list-style-type: none"> • 「契約書」もしくは「請書」を提出して下さい。
<input type="checkbox"/> 領収書の写し (P8のQ15もご覧ください)	<ul style="list-style-type: none"> • 領収書の金額が申請時の見積書と異なる場合は、最終見積書等も併せて添付してください。
<input type="checkbox"/> 工事完了の写真 (申請時の写真と比較します)	<ul style="list-style-type: none"> • 申請した全ての項目で改修後の状況がわかる写真が必要です。 • P9～P11の写真撮影のポイントやホームページに掲載している「写真撮影の際の注意点」を必ず読んで、写真を撮影して下さい。 • 床、屋根又は天井、外壁全体の断熱改修で申請した場合は、部位ごとに「断熱材の製品名が分かる写真」及び「断熱材の施工厚さがわかる施工中の写真」が必要です。
<input type="checkbox"/> 性能証明書（必要な場合） ※他の補助金の性能証明書は不可	<ul style="list-style-type: none"> • 高断熱浴槽、節水型便器、全熱交換器で申請した方 性能証明書の取得方法についてはこちらをご覧ください。  https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/O3reform/eco/eco.html#seinosyome
<input type="checkbox"/> 出荷証明書（必要な場合）	<ul style="list-style-type: none"> • 写真で工事内容が確認できない場合 ※出荷証明書についてはP8(Q&A16)を参照してください。
<input type="checkbox"/> カタログの写し（必要な場合）	<ul style="list-style-type: none"> • 断熱改修（窓、床、屋根又は天井、外壁全体）、全熱交換器の申請をする場合は、性能がわかるカタログ等の写しが必要です。
<input type="checkbox"/> 住民票（必要な場合）	<ul style="list-style-type: none"> • 補助金交付申請時にリフォームする住宅を所有しておらず、かつ、居住もしていない方は、工事完了報告時に所有又は居住のどちらかの要件を満たしている必要があります。
<input type="checkbox"/> 建物登記事項証明書（必要な場合）	<p>下記の2点のうち1点を提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①所有した場合は、建物登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの） ②居住した場合は、住民票（個人票）（3か月以内に発行されたもの）

補助金交付までの流れ



補助対象工事と補助金額について

補助対象工事の基準	補助金額
1 洗室の改良 洗室の全体改修（ユニットバス設置を伴うもの） 対象となる工事は、下記の①～⑤のいずれかに該当する工事 ①洗室内寸面積が 0.2 m ² 以上増加するもの ②浴槽のまたぎ高さが 5 cm 以上低下するもの ③入口段差が 5 mm 以上低下し、見切り等を含めて段差が 5 mm 以下になるもの ④タイル床から滑りにくい床へ改修するもの ⑤高断熱浴槽へ改修するもの ※ 高断熱浴槽とは、日本工業規格（JIS）A 5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有する浴槽（湯温降下が 4 時間で 2.5°C 以内） 【①～⑤に共通する条件】 ※ 改修後に手すりが壁面に 1 か所以上設置されていること（浴槽内の手すりは含まない） ※ 新設は対象外 ※ 補助金額は手すりの金額を含んでいます。※浴室は浴槽のあるものに限る	90,000 円 / か所
2 便所の改良 便器の取替え 対象となる工事は、下記の①～④のいずれかに該当する工事 ①和式を洋式に変更するもの ③便所内寸床面積の増加に附帯して便器を取り替えるもの ②節水型便器にするもの ④段差解消工事に附帯して便器を取り替えるもの] 便器の増設 対象となる工事は、節水型便器を増設するもの ※ 節水型便器とは、日本工業規格（JIS）A 5207 に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量 6.5 ℥ 以下）	29,000 円 / か所
床面積の増加 対象となる工事は、既存便所内寸面積を 0.1 m ² 以上増加させ、かつ、便器の前方又は側方について、便器と壁又は扉との距離が 50cm 以上あるもの	21,000 円 / か所
3 全熱交換器の設置（新設及び交換） 対象となる設備機器は、①及び②に該当するもの ①（JIS）B 8628 に規定する全熱交換器であること ②熱交換率 50% 以上であること （熱交換率の確認については、P7(Q&A6) 参照。） ※天井埋込形とは、天井内部へ本体を据え付け、ダクトを介して複数の居室又はその他の室の給気、排気などを行う熱交換器の設置形態。 ※壁掛形とは、壁面又は相当する場所へ本体を露出して据え付ける全熱交換器の設置形態。	
①天井埋込形（システム換気タイプ） ②壁掛形（個別換気タイプ）	42,000 円 / 台 7,000 円 / 台
4 階段の改良 対象となる工事は、下記の①及び②に該当する工事 ①改修後の階段の勾配が 22/21 以下であり、蹴上げの寸法の 2 倍と踏み面の寸法の和が 550 mm 以上 650 mm 以下であり、かつ、踏み面の寸法が 195 mm 以上あるもの。ただし、回り階段の部分で次のいずれかに該当する部分については、この限りではない。 • 90 度屈曲部分が下階の床から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が全て 30 度以上となる回り階段の部分 • 90 度屈曲部分が踊場から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が全て 30 度以上となる回り階段の部分 • 180 度屈曲部分が 4 段で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が下から 60 度、30 度、30 度及び 60 度の順となる回り階段の部分 ②蹴込みが 30 mm 以下であるもの ※ ①に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏み面の狭い方の端から 300 mm の位置における寸法とすること。 ※ 改修後、既存の手すりを含めて手すりが少なくとも片側に設置されていること。 ※ 補助金額に手すり設置の金額は含まれていません。新たに手すりを設置する場合は、「手すりの新設」にて申請してください。 ※ 改修後、蹴込み板が無い場合は対象外	屋内階段 58,000 円 / か所 屋外階段 （玄関アプローチ） 25,000 円 / か所

補助対象工事の基準	補助金額	
5 段差の解消（浴室、納戸等収納以外）（屋内に限る）		
対象となる工事は、段差が5mm以上低下し、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの （P8(Q&A8) 参照） ※ 段差が解消された既存の部屋数で数える ※ 居室の段差解消は、改修後も居室となる部屋に限る ※ 新設の部屋、スロープは対象外 ※ 段差と見切りの違い については、P8(Q&A8) をご覧ください。		
段差解消	洋室、和室等6m ² 以上の居室の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの	19,000円／室
	洗面・脱衣室、6m ² 未満の居室の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの	9,000円／室
	便所の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの	3,000円／室
見切り撤去	段差解消のため、見切りの撤去のみを行うもの	1,000円／か所
6 廊下の拡幅（屋内に限る）		
対象となる工事は、廊下を5cm以上拡幅し、有効幅員が78cm（柱等の箇所にあっては75cm）以上になるもの	16,000円／か所	
7 手すりの新設（現状手すりがない壁面に新設する場合）		
※ 既存の手すりの交換など、機能の向上や改善が伴わないものは対象外		
※ 浴室全体改修時の浴室内手すりの新設は、浴室の全体改修の補助金額に含まれるため併用不可		
	150cm未満の手すり新設	3,000円／か所
	150cm以上300cm未満の手すり新設	5,000円／か所
	300cm以上の手すりの新設	9,000円／か所
8 出入口の戸の改良（浴室、納戸等収納の戸以外）（屋内に限る）		
対象となる工事は、下記の①～③のいずれかに該当する工事 ①建具の有効開口を5cm以上拡幅し、有効開口が75cm以上になるもの ②開き戸から引き戸等に変更するもの ③吊り戸に変更するもの ※ 有効開口とは、開き戸は戸の厚み・引き戸は引き残し等を減じた実質の開口幅	15,000円／か所	
9 玄関前スロープの設置		
対象となる工事は、道路から玄関へ至る主要な経路に、勾配が1/12以下、有効幅員（床面での内寸法幅）が900mm以上の固定スロープを設置するもの ※ 設置後、手すりが少なくとも片側に設置されていること。 ※ 補助金額は手すり設置の金額を含んでいます。	44,000円／か所	
10 窓の断熱改修		
対象となる工事は、熱貫流率が2.33W/(m ² ·K)以下となる窓の交換又は増設をするもの ※ 居室の窓は全て断熱改修すること （ただし、既存窓で熱貫流率が2.33W/(m ² ·K)以下であることを証明できる場合は除くことができる）（P8(Q&A9) 参照） ※ ガラス交換のみは対象外 ※ 断熱区画外は対象外 ※ 共同住宅の外窓及び玄関扉は対象外 ※ 热貫流率2.33W/(m ² ·K)はサッシ枠とガラスをトータルで評価した性能であることが必要 ※ 戸建住宅で窓の断熱改修と併せて玄関扉（热貫流率2.33W/(m ² ·K)以下）の断熱改修を行う場合、玄関扉も対象となります。		
	窓・玄関扉の外寸面積が、0.2m ² 以上1.6m ² 未満	7,000円／か所
	窓・玄関扉の外寸面積が、1.6m ² 以上2.8m ² 未満	12,000円／か所
	窓・玄関扉の外寸面積が、2.8m ² 以上	18,000円／か所
11 床、屋根又は天井、外壁全体の断熱改修		
対象となる工事は、いずれも対象部位全体を下記に定める熱抵抗値に適合させる工事 ※ 戸建て住宅のみ対象 ※ 断熱区画外は対象外		
	床全体の断熱改修（熱抵抗値：3.3(m ² ·K)/W以上）	50,000円／戸
	屋根または天井全体の断熱改修（熱抵抗値：5.7(m ² ·K)/W以上）	30,000円／戸
	外壁全体の断熱改修（熱抵抗値：3.3(m ² ·K)/W以上）	100,000円／戸

断熱改修の判断基準について

■ 窓・玄関扉の断熱改修の判断基準

○熱貫流率※1 が $2.33\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下に適合する建具とガラスの組み合わせの例

対象部位	建具とガラスの組み合わせの例
外窓	樹脂サッシ (Low-E 複層ガラス (空気層 12mm))
内窓	既存外窓: アルミサッシ (単板ガラス) + 内窓: 樹脂サッシ (複層ガラス (空気層 12mm))

※1 熱貫流率とは、熱の伝えやすさを表す数値です。

■ 床、屋根又は天井、外壁全体の断熱改修の判断基準

○断熱材の種類と厚さの仕様例

対象部位	断熱材の熱抵抗値の基準	断熱材の種類 (熱伝導率※2) と必要厚さの仕様例
床全体	$3.3 (\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$ 以上	住宅用グラスウール 24K ($0.038\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$) 135mm
天井全体	$5.7 (\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$ 以上	吹込み用グラスウール ($0.052\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$) 300mm
外壁全体	$3.3 (\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$ 以上	高性能グラスウール 16K 相当 ($0.038\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$) 105mm + 押出法ポリスチレンフォーム保溫板 3 種 ($0.028\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$) 20mm

熱抵抗値は次の式により求められます。

$$\text{断熱材の熱抵抗値 } [(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}] = \text{断熱材の厚さ } [\text{m}] \div \text{断熱材の熱伝導率 } [\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})]$$

※2 热伝導率とは、热の伝わりやすさを表す数値です。

住宅エコリフォーム Q&A

補助対象となる住宅・申請者のこと

Q1 中古住宅を購入し、改修工事後に入居する場合は対象となりますか？

A1 申請時点で本市に住民登録（法人の場合は市内に事業所を有する）している場合は対象です。
本市に住民登録している（法人の場合は市内に事業初を有する）方で、工事完了報告時に住宅を所有している方又は居住している方が対象です。
居住要件については「住民票」、所有要件については「建物登記事項証明書」で確認します。

Q2 子が、親の住んでいる親名義の住宅を工事する場合は対象となりますか？

A2 申請者の条件を満たさないので対象となりません。
対象となるのは住宅の居住者又は所有者です。

Q3 夫が単身赴任で札幌市外に住んでおり、夫が単独所有している札幌市内の住宅に妻が住んでいます。その札幌市内の住宅を改修する場合、対象になりますか？

A3 札幌市内の住宅の居住者である妻が改修工事の契約者・支払者になる場合のみ、妻が申請者の条件を満たすことになります。
その場合、所有者である夫の同意が必要です。

Q4 登記事項証明書に記載されている所有者が亡くなつており、所有者の同意を得ることが出来ない場合は対象となりますか？

A4 所有要件を満たさない場合であっても、居住者は申請することができます。ただし、この場合は、所有者の同意が必要となります。所有者が死亡している場合は、同意を得ることができませんので、工事完了報告時までに所有者を変更して下さい。所有者が変更されたことは、建物登記事項証明書で確認します。

工事内容や基準に関すること

Q5 総工事費に外構工事は含まれますか？

A5 補装や塀などの外構工事も総工事費に含めることができます。

Q6 全熱交換器の熱交換率はどこを確認したらわかりますか？

A6 热交換率とは、温度交換効率・湿度交換効率・全熱交換効率の総称であり、カタログでは、一般的に温度交換効率と記載されているもので、この数値の下限値が 50% 以上であることを確認して下さい。

Q7 既存の断熱材を残して、新たに断熱材を加える場合、対象となりますか？

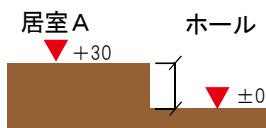
A7 今回の改修工事で付加する断熱材が基準に適合していれば、対象となります。

Q8 「段差」と「見切り」の違いは？

A8 段差を解消する部屋と、基準とする部屋（居間又は廊下・ホールなど）両方の床レベルを比較して判断します。下図参照。

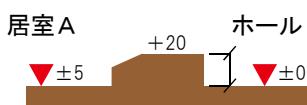
判断に迷った場合は、申請前にご相談ください。

段差の例



ホールの床レベルと、
居室Aの床レベルに
5mm を超える差がある

見切りの例



ホールの床レベルと、居室A
の床レベル差が5mm 以下で
高さが5mm を超える見切り
がある

Q9 居室の一部の窓がすでに熱貫流率 $2.33\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下に適合しており、残る居室の窓を改修する場合、補助の対象になりますか？

A9 対象になります。

その場合、申請時に改修しない窓の写真とその窓が基準に適合していることが確認できる書類（①又は②）を提出してください。

①出荷証明書および品質証明書

②「省エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第86条」に基づく窓の断熱性能を表示する等級ラベル（★4つが対象）の写真



※窓の熱貫流率については、各サッシメーカーに
ご確認ください。

変更に関すること

Q10 補助金交付決定後の工事内容の変更は可能ですか？

A10 可能です。

補助対象工事の内容が変わるのは、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、補助金交付申請額を増額又は補助対象工事の追加の変更申請はできません。変更内容によっては、補助対象外となる場合もあります。

Q11 手すりの位置や窓の大きさの変更は可能ですか？

A11 位置や大きさを変更することは可能ですが、工事前の状況が分かる写真がない場合は、補助の対象となりません。

例①便所の手すりを右の壁から左の壁に変更
例②玄関に設置予定だった手すりを廊下に変更
例③改修予定の洗面所の窓をやめて、ホールの窓を取替える変更など

Q12 提出した見積書から工事代金が変更になりましたが、どうしたらよいですか？

A12 工事完了報告書の提出時に、変更した金額と内容が分かる書類（変更見積書や最終見積書等）を添付してください。

Q13 最終的に工事代金が減額となった場合、補助金額が減額になることがありますか？

A13 減額になることがあります。

最終的に減額となった総工事費（税抜）（領収書の金額）の10%（千円未満切捨）が補助金交付決定額を下回った場合は、補助金額が減額になります。なお、総工事費が増額になっても、補助金交付決定額は変わりません。

Q14 補助制度の申請をした後に工事を中止することになったのですが、届出は必要ですか？

A14 届出が必要です。

補助金交付決定の前であれば「取下届」を、補助金交付決定の後であれば「辞退届」を提出してください。

工事完了時の提出書類に関するこ

Q15 工事代金を銀行振込みで支払ったので、領収書がありません。

A15 銀行振込みの場合は、振込明細書又は引落明細書の写し等を提出してください。

Q16 高断熱浴槽、節水型便器への改良で申請した場合、工事完了報告時どのような書類を提出すればいいですか？

A16 高断熱浴槽、II形便器の性能証明書等（品番の記載、メーカーの押印や署名があるもの）と、改修後の浴槽や便器の品番部分の写真を提出してください。

また、高断熱浴槽で申請した方は、断熱風呂フタの写真も合わせて提出してください。

※性能証明書等に記載されている品番が、改修後の製品品番と同じであることを確認して写真を撮影してください。品番の写真が撮れない場合はメーカー等の出荷証明書を提出してください。

出荷証明書等は以下の項目がわかるものを提出してください。

- ・メーカー等の押印があるもの
- ・工事名（申請者氏名はフルネーム）
- ・工事場所（枝番、マンション名、号室まで）
- ・納入年月日
- ・製品情報（性能証明書等と合致する製品番号等が明記されていること）

写真撮影のポイント

※写真撮影のポイントは一例です。

写真を追加でお願いすることもありますのでご了承ください。

詳しくはこちらのホームページをご覧ください。「写真撮影の際の注意点」

HP アドレス) <https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/O3reform/eco/eco.html#photo>



申請時及び完了報告時に添付する写真について、特に気を付けていただきたい点について掲載しています。

■工事箇所すべてに当てはまるもの【改修前、改修後】～全景写真～

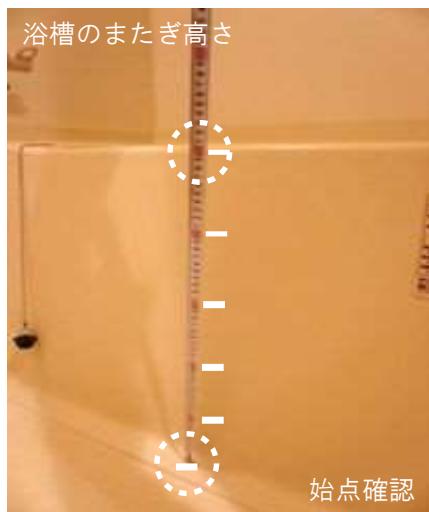


工事箇所の全景が写るように撮影してください。

※一例として浴室、出入口の戸、階段及び手摺の写真を掲載していますが、他の工事箇所も同様に、全景がわかる写真を添付してください。

■寸法の計測が必要な場合【改修前】

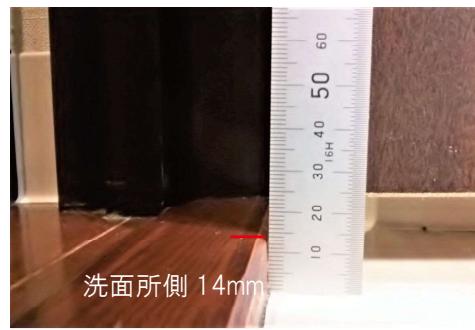
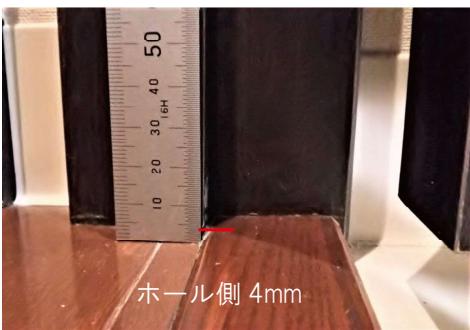
- 浴室内寸床面積を増加する
- 既存便所内寸床面積を増加する
- 廊下を拡幅する
- 浴槽のまたぎ高さを低くする
- 段差を解消する（浴室 / 便所 / 居室等）
- 出入口戸の有効開口を拡幅する



カメラを水平にし、数値が読み取れるように撮影してください。（上や斜めから撮影すると正確な数値が読み取れません。）

※メジャーの始点が写るように計測してください。

※数値が読み取れない場合、数値を拡大した写真も必要となります。



※上記写真の例は、ホール側が段差 4mm、洗面所側が段差 14mm ありますので、ホールと洗面所の床レベルの差は $14\text{mm} - 4\text{mm} = 10\text{mm}$ となり、5mm を超える差がありますので「段差」に該当します。

「段差の解消」工事の場合、「段差」・「見切り」のどちらに該当するのか判断するため、基準となる部屋側（居間又は廊下・ホールなど）からと、対象となる部屋側からの両側の写真を添付してください。（P8(Q&A8)参照）



図のように、両側から計測し撮影してください。

寸法の計測が必要な場合【改修後】

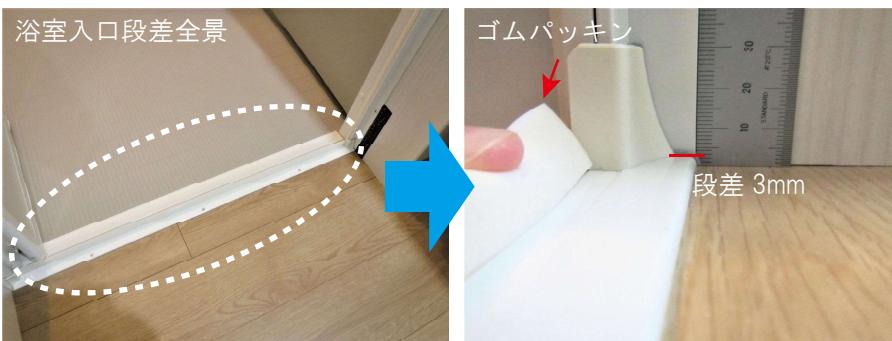
- 浴室室内寸床面積を増加する
- 既存便所内寸床面積を増加する
- 段差を解消する（浴室 / 便所 / 居室等）
- 出入口戸の有効開口を拡幅する
- 150cm 以上の手すりの設置
- 浴室のまたぎ高さを低くする
- 階段の改良をする（蹴上げと踏み面と蹴込み）
- 廊下を拡幅する
- 玄関前スロープの設置

「段差の解消」・「見切りの撤去」工事の場合、改修後に見切りや建具のレール等を含めて段差が5mm以下に解消されていることを確認します。

【改修前】と同様に、基準となる部屋側（居間又は廊下・ホールなど）からと、対象となる部屋側からの両側の写真を添付してください。



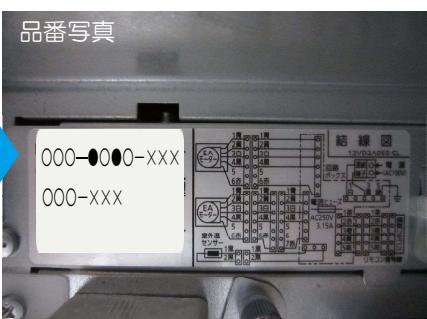
浴室入口段差全景



カメラを床に置くなどして、水平に撮影してください。（上や斜めから撮影すると正確な数値が読み取れません。）

※浴室の入口段差の解消で、入口下部の立ち上がり部分がゴムパッキンなど柔らかい素材の場合、それがわかる写真（指で押さえるなど）も必要となります。

全熱交換器の設置（新設及び交換）工事をした場合【改修後】



品番の写真を撮影して下さい。
左の写真は天井埋込形の全熱交換器です。

壁掛形の全熱交換器については、機器の側面に品番が表記されています。
メーカーごとに表記される位置に違いがありますので、確認の上、撮影して下さい。

■節水型便器へ改修、高断熱浴槽へ改修する場合【改修後】



節水型便器へ改修
品番記載位置



高断熱浴槽へ改修
浴室入口扉上（浴室内）

OO 1616 × × × ×

品番は、メーカー毎に貼付されている位置
や、記載内容に違いがあります。



高断熱浴槽へ改修
断熱風呂フタ

断熱風呂フタの写真は厚みがわかるように
撮影して下さい。

節水型便器の品番写真を撮影して下さい。

※同じ型番の便器を複数箇所で申請する場合は、品番と共に
製造番号も確認しますので、品番・製造番号が写るように
撮影して下さい。

①浴室の品番写真を撮影して下さい。

②断熱風呂フタの写真を撮影してください。

(断熱風呂フタについては、メーカーが型番を指定している場合
があります。その場合は、品番の写真が必要です。)

■手すり新設の工事を申請する場合



手すり施工前（手すりなし確認）



手すり施工後

設置予定箇所に手すりがないことがわかる写真を添付してください。

手すりを設置する可能性がある箇所はすべて撮影し、提出してください。（完了時に比較します）

※設置した箇所が施行前に手すりが無かったことが確認できない場合、補助の対象となりません。

■窓の断熱改修工事を申請する場合



洋室 A①←番号を付ける

カーテンを開けた状態で、逆光にならないように注意して撮影してください。また、図面と写真に番号を付けるなどして、どの
窓の写真かわかるようにしてください。

※工事完了報告時にサッシや玄関ドアの出荷証明書を提出してください。出荷証明書にも番号を付けるなどして、どの窓かわか
るようにしてください。

申請書の記入例（様式 1-1、1-2）

令和5年度(2023年度)

札幌市住宅工コリフオーム補助金交付申請書

直綫樣式(1-1)

修正液や修正テープは使用できません。消えないペンで記載してください。

-12-

【補助金額計算シート】

修正液や修正テープは使用できません。

■1戸（1住戸）ごとに、下記に該当する工事項目にチェックを入れてください

浴室の改良		④浴槽の全体改修（ユニットバスの設置を生 uomもの） (補助金額は手すりの金額を含んでいます。)		1)か所 90,000円	90 , 000 円
便所の改良		☑便器の取替え、増設	2)か所 58 , 000 円	58 , 000 円	
		□床面積の増加	1)か所 21,000円	, 000 円	
全熱交換器の設置 (新設及び交換)		□全熱交換器（天井埋込み形）の設置（新設及び交換）	1)台 42,000円	, 000 円	
階段の改良		☑全熱交換器（壁掛け形）の設置（新設及び交換）	2)台 7,000円	14 , 000 円	
段差の解消		☑階段の改修（補助金額に手すりの金額は含まれていません。新たに手すりを設置する場合は、「手すりの新設」欄にて申請してください。）	1)か所 58,000円	58 , 000 円	
便所		□洋室、和室等6m ² 以上の居室	2)室 19,000円	38 , 000 円	
		□洗面・脱衣室、6m ² 未満の居室	1)室 9,000円	9 , 000 円	
見切りの撤去のみ		□便所	1)室 3,000円	, 000 円	
廊下の拡幅		□見切りの撤去のみ	1)か所 1,000円	1 , 000 円	
		□廊下を延幅するもの	1)か所 16,000円	, 000 円	
手すりの新設		□150cm未満の手すり新設	1)か所 3,000円	, 000 円	
		□150cm以上300cm未満の手すり新設	1)か所 5,000円	, 000 円	
出入口の戸の改良		□300cm以上の手すり新設	1)か所 9,000円	9 , 000 円	
玄関前スロープ設置		□出入口の戸の改良	2)か所 15,000円	30 , 000 円	
		□道路から玄関への経路にスロープを設置するもの	1)か所 44,000円	, 000 円	
窓の断熱改修		□窓の交換又は増設	3)か所 7,000円	21 , 000 円	
断熱改修		窓・玄関扉の外寸面積0.2m ² 以上1.6m ² 未満	2)か所 12,000円	24 , 000 円	
		窓・玄関扉の外寸面積1.6m ² 以上2.8m ² 未満	1)か所 18,000円	18 , 000 円	
窓全体		窓・玄関扉の外寸面積2.8m ² 以上	1)戸 50,000円	50 , 000 円	
天井全体			1)戸 30,000円	, 000 円	
外壁全体			1)戸 100,000円	, 000 円	

**誓約及び
必ず記入**

来るをいつ。)に際しない者(あくまどものと、今後、これらの方とならないことを誓約します。

上記の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

契約に反することが明らかになつた場合は、申譲を却下します。

この申請書に記入された内容は、警察署に報告があるですが、この申請書に記入された個人情報を、この日(日本時間)の午前10時(日本時間)までに当面の間、お預けする場合(ひやま)には、由田 千佳子(よだ ちかこ)と申します。

申請書の記入例（様式 1-3、1-4）

【工事内容記入シート①】

1戸（1住戸）ごとに、補助金交付申請に該当する工事項目の内容を記入してください。

【省エネ・バリアフリー改修の工事内容】

施工項目	施工部位	項目	改修前	改修後
浴室	①寸法(内寸)	mm × mm	mm × mm	mm × mm
	②高断熱浴槽	●	無	●
	③まだぎ高さ	560 mm	420 mm	mm
	④人口段差	100 mm	3 mm	mm
	⑤床材	タイル床		
(①～⑤)いすれに該当した場合も、手すりを1か所以上新設するこれが条件です。				
便所	1F 便所	有 ●	無	●
	2F 便所	寸法(写真測定值)	mm × mm	mm × mm
	居間	壁掛け型	1 台	台
	1F 洋室 A	壁掛け型	1 台	台
	階段	蹴上げ	195 mm	mm
全熱交換器	踏み面	勾配	210 mm	mm
	屋内階段	踏み面(回り部分)	195/210	mm
	勾配(回り部分)	勾配	200 mm	mm
	蹴込み	蹴込み	195/200	mm
	手すり	手すり	30 mm	mm
段差(※床材は(浴室に限る))	1F 和室①	段差・見切り	50 mm	mm
	2F 和室②	段差・見切り	75 mm	mm
	1F 洋室③	段差・見切り	150 mm	mm
	1F 居間④	段差・見切り	30 mm	mm
	廊下(屋内に限る)	段差・見切り	mm	mm
(屋内に限る)				
出入戸戸 (浴室、収納庫外) 手すり	屋内階段⑦	有効幅	3500 mm	mm
	1F 和室 a	寸法等	mm	mm
	1F 和室 b	形状・有効幅	700 mm	mm
		寸法等	mm	mm
		寸法等	mm	mm
玄関前 スローパー	1F 便所 a	形状・有効幅	引き戸	開き戸
	1F 和室 b	形状・有効幅	1500 mm	mm
		形状・有効幅		
		勾配		
		有効幅	mm	mm
改修後片側以上必須				

(要領様式1-3)

【工事内容記入シート②】

【窓・玄関扉同時に玄関扉を改修する場合、玄関扉改修の工事内容】

施工部位	メーカー名	製品名	外寸法(m)	外寸面積(m ²)	ガラス種別	ガラスの厚さ	ガラスの強度	窓・玄関扉の厚さ	ガラスの取り手	熱貫流率(W/m ² K)
1F 居間①	株△△△	○○	1.69 × 2.07	3.4	内外玄	Low-E複層ガラス	ガラスの強度	ガラスの厚さ	ガラスの取り手	1.9
1F 和室②	"	"	1.69 × 1.17	1.9	内外玄	"	"	"	"	"
1F 洋室③	"	"	0.78 × 1.37	1.0	内外玄	"	"	"	"	"
1F 洋室④	"	"	0.78 × 0.57	0.4	内外玄	"	"	"	"	"
1F 便所⑤	"	"	0.78 × 0.57	0.4	内外玄	"	"	"	"	"
1F 玄関⑥	"	●●	0.93 × 2.33	2.1	内外玄	ガラス無し	●●仕様	"	"	2.33
			×	×	内外玄					

施工部位	メーカー名	製品名	断熱材種別	施工面積(mm)	熱伝導率(W/(m ² K))	施工面積(mm)	熱伝導率(W/(m ² K))	施工面積(mm)	熱伝導率(W/(m ² K))
床	株××	口口	高性能グラスウール	24K	150	0.036	4.2	80	

【断熱改修の工事内容】

※2 少数点以下第2位四捨五入

添付力タログの熱伝導率を記入してください。

備考 この様式により難いときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

札幌市住宅エコリフォーム補助金交付申請書

(あて先) 札幌市長

札幌市住宅エコリフォーム補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者情報	フリガナ		電話	申請日	年	月	日
	申請者 氏名※1				携帯	—	—
	住民登録 住所※2	〒 - 札幌市 区	自宅	—	—		
	リフォームを行 う住宅の所在場 所(住居表示)	〒 - 札幌市 区	生年 月日	T・S・H	年	月	日

※1 法人の場合は、登記上の商号及び代表者名を記入してください。

※2 法人の場合は、登記上の所在場所を記入してください。

手続代行者情報	※手続きを代行させる場合は、下欄に必要事項を記入してください。申請内容等に確認事項が生じた場合、手続代行者へ問合せします。手続き代行の範囲は、札幌市住宅エコリフォーム補助金交付要綱第8条、第9条、第11条、第12条及び第13条に規定する申請、届出及び報告とする。						
	(会社名・事業所名)			フリガナ			
				担当者名			
				電話	(代表)	—	—
					(携帯)	—	—

請負施工業者情報	フリガナ	フリガナ					
	法人名称		担当者名				
	建設業許可	建設業許可番号	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 北海道知事 (特・般一) () 第 号				
		主たる営業所の所在地	札幌市 区				

工事契約日（予定日でも可）	令和 年 月 日	※令和5年4月1日以降に工事締結すること
工事完了日（予定日でも可）	令和 年 月 日	

補助金交付申請額	補助対象工事の補助金額合計		総工事費（見積書の金額を記入してください。）				
	※次のページの補助金額合計 を記入してください。 ※3万円以上が対象	① ,000 円	総工事費（税抜） ※30万円以上が対象	円			
			総工事費（税抜）の10% ※千円未満切捨	② ,000 円			
			補助金交付申請額 (①と②のいずれか少ない額で、かつ50万円以下)				

他の補助申請（予定を含む。）の有無について、該当する□にレを記入してください。

<input type="checkbox"/> 有	※有の場合、補助事業 名及び工事内容を記入	補助事業名					
		工事内容					

※ 同じ工事箇所で、他の補助事業等との併用はできません。

申請にあたっては、次の事項を確認の上、誓約及び承諾する場合は□にレを記入してください。

<input type="checkbox"/> 記載内容について添付書類との相違や誤記等があった場合、軽微な修正を行うことを承諾します。
<input type="checkbox"/> 個人住民税及び固定資産、都市計画税に滞納はありません。 (法人の場合は、法人住民税及び固定資産、都市計画税)
<input type="checkbox"/> 申請した住宅のリフォームを行うことについて、所有者から同意を得ています。または、私がリフォームをする住宅を所有しているため、同意を得る必要はありません。
<input type="checkbox"/> 提出した工事見積書は、他の補助事業の工事内容を含んでいません。
<input type="checkbox"/> リフォームを行う住宅は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しています。
<input type="checkbox"/> 私は、札幌市住宅エコリフォーム補助事業の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
<input type="checkbox"/> 上記の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

※ 誓約に反することが明らかになった場合は、申請を却下します。

※ この申請書に記入された内容は、警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記入された個人情報を、この事務の目的及びこの事業から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

【 補助金額計算シート 】

■ 1戸（1住戸）ごとに、下記に該当する工事項目にチェックを入れてください

		建物名、住戸番号、家屋番号等 ※複数戸の申請がある場合のみご記入ください。		
浴室の改良	<input type="checkbox"/> 浴室の全体改修（ユニットバスの設置を伴うもの） (補助金額は手すりの金額を含んでいます。)	()か所 × 90,000 円	,000 円	
便所の改良	<input type="checkbox"/> 便器の取替え、増設	()か所 × 29,000 円	,000 円	
	<input type="checkbox"/> 床面積の増加	()か所 × 21,000 円	,000 円	
全熱交換器の設置 (新設及び交換)	<input type="checkbox"/> 全熱交換器（天井埋込形）の設置（新設及び交換）	()台 × 42,000 円	,000 円	
	<input type="checkbox"/> 全熱交換器（壁掛形）の設置（新設及び交換）	()台 × 7,000 円	,000 円	
階段の改良	<input type="checkbox"/> 階段の改良（補助金額に手すりの金額は含まれていません。新たに手すりを設置する場合は、「手すりの新設」欄にて申請してください。）			
	屋内階段	()か所 × 58,000 円	,000 円	
	屋外階段（玄関アプローチ）	()か所 × 25,000 円	,000 円	
段差の解消	<input type="checkbox"/> 洋室、和室等6m ² 以上の居室	()室 × 19,000 円	,000 円	
	<input type="checkbox"/> 洗面・脱衣室、6m ² 未満の居室	()室 × 9,000 円	,000 円	
	<input type="checkbox"/> 便所	()室 × 3,000 円	,000 円	
	<input type="checkbox"/> 見切りの撤去のみ	()か所 × 1,000 円	,000 円	
廊下の拡幅	<input type="checkbox"/> 廊下を拡幅するもの	()か所 × 16,000 円	,000 円	
手すりの新設	<input type="checkbox"/> 150cm未満の手すり新設	()か所 × 3,000 円	,000 円	
	<input type="checkbox"/> 150cm以上300cm未満の手すり新設	()か所 × 5,000 円	,000 円	
	<input type="checkbox"/> 300cm以上の手すり新設	()か所 × 9,000 円	,000 円	
出入口の戸の改良	<input type="checkbox"/> 出入口の戸の改良	()か所 × 15,000 円	,000 円	
玄関前スロープ設置	<input type="checkbox"/> 道路から玄関へ至る経路にスロープを設置するもの (補助金額は手すりの金額を含んでいます。)	()か所 × 44,000 円	,000 円	
窓の断熱改修	<input type="checkbox"/> 窓の交換又は増設			
	窓・玄関扉の外寸面積0.2m ² 以上1.6m ² 未満	()か所 × 7,000 円	,000 円	
	窓・玄関扉の外寸面積1.6m ² 以上2.8m ² 未満	()か所 × 12,000 円	,000 円	
	窓・玄関扉の外寸面積2.8m ² 以上	()か所 × 18,000 円	,000 円	
断熱改修	<input type="checkbox"/> 床全体	()戸 × 50,000 円	,000 円	
	<input type="checkbox"/> 天井全体	()戸 × 30,000 円	,000 円	
	<input type="checkbox"/> 外壁全体	()戸 × 100,000 円	,000 円	
①補助対象工事の補助金額合計 ,000円				

【工事内容記入シート①】

(要綱様式1-3)

1戸（1住戸）ごとに、補助金交付申請に該当する工事項目の内容を記入してください。

【省エネ・バリアフリー改修の工事内容】

施工項目	施工部位	項目	改修前	改修後	備考
浴室		①寸法(内寸)	mm × mm	mm × mm	
		②高断熱浴槽		有 · 無	
		③またぎ高さ	mm	mm	
		④入口段差	mm	mm	
		⑤床材	タイル床		
		①～⑤のいずれに該当した場合も、手すりを1か所以上新設することが条件です。			
便所		節水型便器		有 · 無	
		寸法(写真測定値)	mm × mm	mm × mm	
全熱交換器		天井埋込型			台
		壁掛型			台
		壁掛型			台
階段		蹴上げ		mm	
		踏み面		mm	
		勾配			
		踏み面(回り部分)		mm	
		勾配(回り部分)			
		蹴込		mm	
		手すり 改修後片側以上必須	なし · 片側 · 兩側	片側 · 兩側	
段差 (浴室、収納以外) (屋内に限る)		段差・見切り	mm	mm	
		段差・見切り	mm	mm	
		段差・見切り	mm	mm	
		段差・見切り	mm	mm	
		段差・見切り	mm	mm	
		段差・見切り	mm	mm	
廊下 (屋内に限る)		有効幅	mm	mm	
手すり		寸法等		mm	
		寸法等		mm	
		寸法等		mm	
		寸法等		mm	
出入口戸 (浴室、収納以外) (屋内に限る)		形状・有効幅			
		形状・有効幅			
		形状・有効幅			
		形状・有効幅			
玄関前 スロープ		勾配			
		有効幅		mm	
		手すり 改修後片側以上必須		片側 · 兩側	

【工事内容記入シート②】

(要綱様式1-4)

【窓(窓と同時に玄関扉を改修する場合、玄関扉)改修の工事内容】

※1 少数点以下第2位切捨

【断熱改修の工事内容】

※2 少数点以下第2位四捨五入

施工部位	メーカー名	製品名	断熱材種別	施工厚さ (mm)	熱伝導率 (W/(m・K))/W ※2	熱抵抗値 (m ² ・K)/W ※2	施工面積 (m ²)

備考 この様式により難いときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

他の補助制度のご案内 -さらに暮らしやすい家へ-

札幌市では、札幌市住宅工コリフォーム補助制度のほかにも住宅に関する補助制度を行っています。

※補助の対象となる工事箇所を明確に区分できる場合は、併用可能となります。

札幌市木造住宅耐震化補助制度

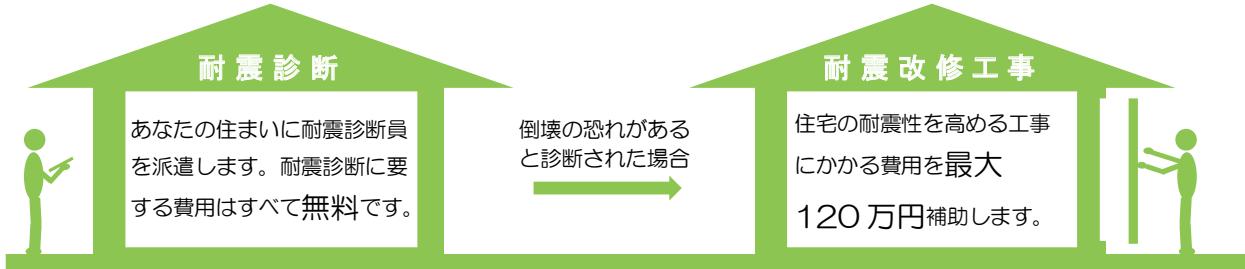
◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた木造の戸建住宅、長屋、共同住宅(この他いくつかの要件があります。)

◎耐震改修の流れ

●STEP1 まずは住宅の耐震性を調べましょう！

●STEP2 住宅の耐震性を高める工事を行いましょう！

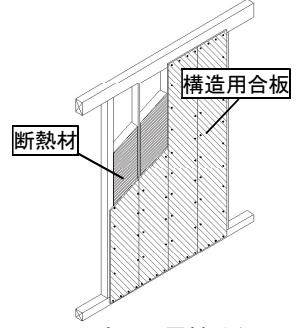


※耐震診断と耐震改修工事の申込期間は異なりますのでご注意ください。

◎住宅工コリフォーム補助制度と併せて、お得に耐震化！

住宅工コリフォーム補助制度の断熱改修と一緒に耐震改修補助制度を利用すると、住宅の省エネ化と耐震化が同時に図られて居住性が一層アップします。

耐震改修工事では、右図のように外装材を撤去し、筋交いを入れたり構造用合板を張って壁を補強するため、同時に断熱材を入れ替えることで経済的に改修工事を行うことができます。



お問い合わせ先：札幌市都市局建築指導部建築安全推進課

TEL: 011-211-2867

札幌 耐震 補助

検索

再エネ省エネ機器導入補助金制度

◎住宅工コリフォーム補助制度と併せて、さらなる省エネを！

再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器を導入する市民の方に導入費用の一部を補助します。

◎補助対象機器

電気の自給自足をお考えの方

太陽光発電

定置用蓄電池

給湯器の更新をお考えの方

燃料電池（エネファーム）

暖房器の更新をお考えの方

ペレットストーブ

冷暖房設備の更新をお考えの方

地中熱ヒートポンプ

※太陽光発電及び定置用蓄電池は、「再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金制度」にてリース等による導入費用の一部も補助しています。

お問い合わせ先：札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課 TEL: 011-211-2872

札幌市では他にも住宅改修などに対する支援を行っております。
併せてご活用ください！

木造住宅の耐震化の支援に対する相談

(お問い合わせ先：札幌市都市局建築指導部建築安全推進課
Tel:011-211-2867)

再エネ・省エネ機器設置の支援に対する相談

(お問い合わせ先：札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課
Tel:011-211-2872)

※同一の工事箇所で補助金制度を併用することはできません。



札幌市住宅エコリフォーム補助制度